平成２５年（フ）第１４７号
福岡県久留米市大善寺町宮本1548番地２　プレシオ21―103号、前住所福岡県柳川市三橋町江曲232番地１　アーバンドリーム103号
債務者　田中　衣里
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５０号
福岡県久留米市城島町江上上180番地１
債務者　宮原こと村上こと江田こと　石川　卓也
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１４２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷145番地―301号
債務者　氏原　俊子
１　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市吉野町872番地　コーポ中村101号
債務者　上水流弥生
１　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
仙台市泉区松森字前田56番地の１　ホワイトハイツ108、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田４丁目17番地６　ガーデンシティコートＡ307
債務者　鈴木　睦彦
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
宮城県塩竈市字伊保石40番地１　応急仮設住宅４―５
債務者　千葉　保子
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
秋田市横森２丁目９番14号　グリーンパーク一ツ森Ⅱ101、前住所秋田市楢山太田町４番５号
債務者　阿部　孝春
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３１号
秋田市桜２丁目24番24号　下宿朝がおや201号
債務者　仲村　和文
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９号
秋田県由利本荘市親川字今泉56番地
債務者　小野ふじ美（旧姓榮喜・佐藤）
１　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１４４号
茨城県常総市篠山62番地
債務者　藤本　夏海
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７０号
茨城県古河市東本町１丁目３番26号　瀬島マンション402号
債務者　坂本スミ子
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７１号
茨城県古河市東本町１丁目３番26号　瀬島マンション402号
債務者　坂本　直人
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２４号
新潟市東区材木町２番３号　αＺｏｎｅ301号、申立時の住所新潟市東区空港西１丁目17番２号　フルブルームヒルズ104
債務者　本間　陽子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
三重県名張市鴻之台１番町145番地　ドリームスクエア202号、前住所三重県名張市南百合が丘175番地
債務者　田中　裕次
１　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５９号
三重県伊賀市ゆめが丘５丁目１番地の18
債務者　林　　弥生
１　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第６１号
滋賀県彦根市松原町3627番地10　260号、前住所滋賀県彦根市肥田町915番地29　２―108号
債務者　田下　里菜
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大津地方裁判所彦根支部